

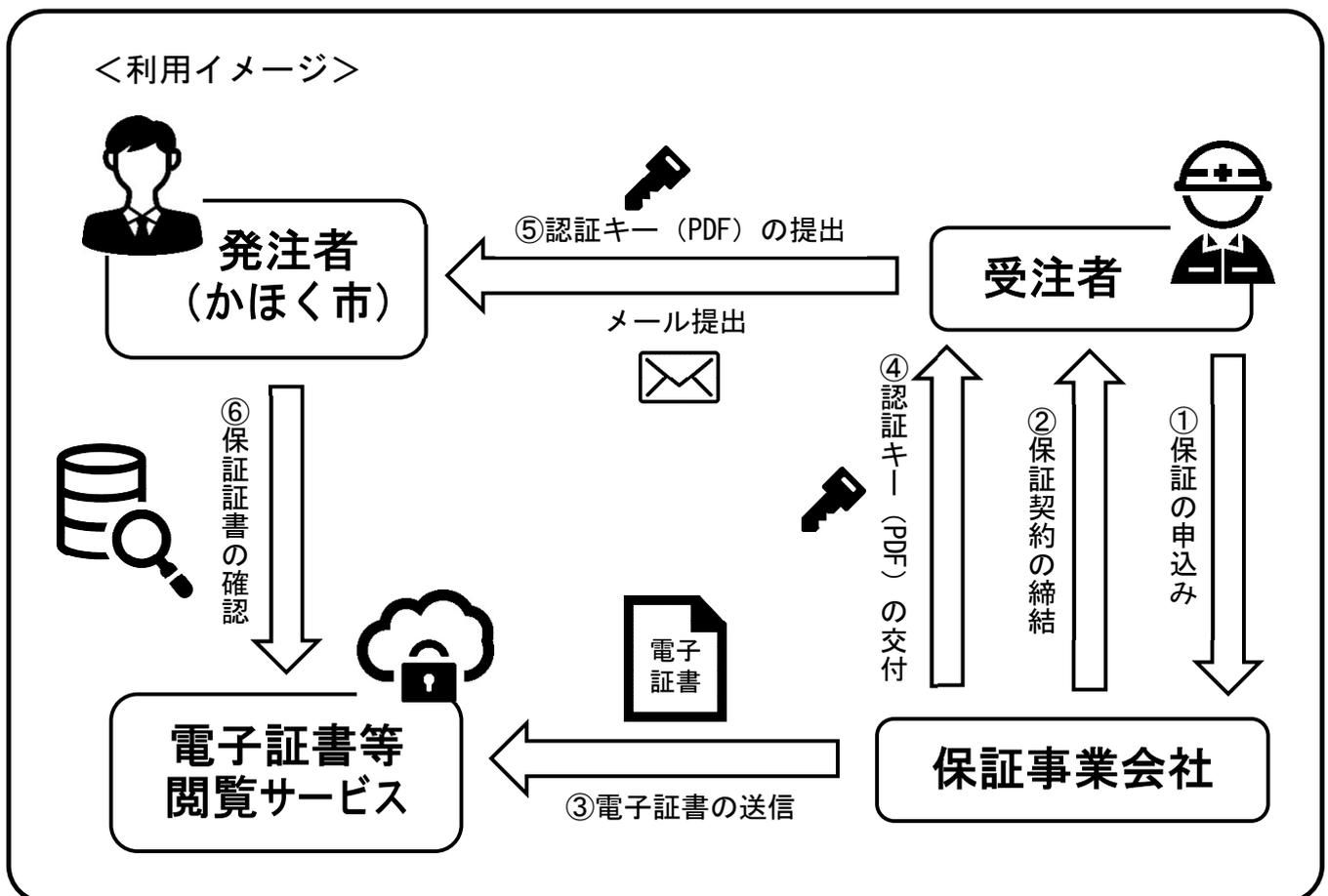
建設工事等の契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化について

1 概要

建設工事等（建設工事及び建設工事に係る業務委託をいう。以下同じ。）の契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含む。以下同じ。）に係る保証証書については、これまで書面で提出していただいておりますが、令和6年4月からインターネットを介した方法による「電子保証」が可能となりました。

2 電子保証の対象

今回、電子保証の対象となるのは、保証事業会社（東日本建設業保証株式会社など）による契約保証及び前払金保証です。（保険会社による履行保証保険などは対象外です）



3 運用開始日

令和6年4月1日以降に新たに契約する建設工事等が対象です。